住民税非課税世帯等



臨時特別給付金

ヨロナ禍における生活・ 暮らしの支援として、 令和4年度住民税 非課税世帯等に対し、

1世帯 あたり

10万円を 支給します。

【対象世帯】

①住民税非課税世帯

【対象条件】基準日(令和4年6月1日)に大垣市に住民登録があり、世帯全員の令和4年度の住民税(均等割)が課税されていない世帯

※ただし、すでに本給付金の支給を受けた世帯と同一の世帯および、当該世帯の世帯主であった者を含む世帯は 対象になりません。

【申請方法】対象と思われる世帯主に市から申請書類(確認書)を郵送しますので、内容を確認し必要事項を記入のうえ、同封の返信封筒で返送してください。なお、申請は郵送のみとなります。

(由語期間)

令和4年7月1日(金)~令和4年9月30日(金)

※期限を過ぎると受給できませんので、ご注意ください。

②家計急変世帯

【対象条件】新型コロナウイルス感染症の影響により、令和4年1月以降の家計が急変し、世帯全員のそれ ぞれの1年間の収入見込額が、住民税(均等割)が非課税となる世帯と同様の事情にあると 認められる世帯

※住民税非課税相当の年間収入限度額などは、裏面をご覧ください。

【申請方法】世帯主による申請が必要です。申請書など(市ホームページからダウンロードまたは、市民会館3階などで配布)に必要事項を記入し、必要書類を添えて、郵送または、市民会館3階の申請窓口(平日の午前8時30分~午後5時15分)に直接提出してください。

【申請期間】

令和4年6月1日(水)~令和4年9月30日(金)

※期限を過ぎると受給できませんので、ご注意ください。

※①、②に該当する世帯であっても、その世帯全員が、住民税(均等割)が課税されている人に扶養されている場合は対象になりません。また、対象条件を満たしていても、受給できるのは①、②のどちらかのみです。

申請先・問い合わせ先

大垣市社会福祉課 臨時特別給付金グループ

(大垣市新田町1丁目2番地 大垣市民会館3階)

7 0584-47-5554 (平日午前8時30分~午後5時15分)

家計急変世帯とは

同一の世帯に属する人のうち、住民税均等割が課せられている人全員のそれぞれの1年間の収入見込額(令和4年1月以降の任意の1か月収入×12)が、新型コロナウイルス感染症の影響により、住民税均等割が非課税となる水準に相当する額以下となった世帯をいいます。住民税均等割が非課税となる水準については、下記の早見表を参考にしてください。

(1) 非課税相当収入·所得限度額 早見表(年間)

扶養している親族の状況	非課税相当収入限度額	非課税相当所得限度額
単身又は扶養親族がいない場合	970,000円	420,000円
配偶者·扶養親族(1名)を 扶養している場合	1,479,000円	929,000円
配偶者・扶養親族(計2名)を 扶養している場合	1,899,999円	1,249,000円
配偶者・扶養親族(計3名)を 扶養している場合	2,355,999円	1,569,000円
配偶者・扶養親族(計4名)を 扶養している場合	2,815,999円	1,889,000円
障害者、未成年者、寡婦、 ひとり親の場合	2,043,999円	1,350,000円

(2) 家計急変世帯の提出書類(主なもの)

- ①「住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金(家計急変世帯分)申請書」
- ②「簡易な収入(所得)見込額の申立書」 ※添付書類として、収入のある方全員の給与明細書、事業収入や不動産収入が分かる書類、年金振込通知書等年金収入が分かる書類などが必要です。
- ③申請者(世帯主)の本人確認書類(運転免許証や被保険者証など)の写し(コピー)
- ④申請者(世帯主)の受取口座確認書類(通帳の見開きやキャッシュカード)の写し(コピー)
- ※市民会館3階の申請窓口で、申請書・申立書以外の必要書類をコピーすることもできます。





- ・給付金制度を装った「振り込め詐欺」や「個人情報の詐取」などには、 十分ご注意ください!
- ・不審な電話などがあった場合は、最寄りの警察にご連絡ください。